

正暦・長徳の疫癘と官符（上）

北山円正

一

正暦四（九九三）年から長徳元（九九五）年までの三年間、疫病が猛威を振るい、日本国中に甚大な被害をもたらした。まず、

今月人民悉く咳疫なり。五六月の間、咳逆の疫有り（『日本紀略』正暦四年六月）

秋の比、天下に咆瘡の疫有り（『扶桑略記』正暦四年）

今年、咆瘡流行したり（『百鍊抄』正暦四年。原漢文。以後漢文はなるべく書き下して示す）

と、「咳逆疫」「咆瘡」（疱瘡）が相継いではやり、多数の死者が出た。地域を示していないが、都を中心とした五畿内あたりであろうか。疫疾蔓延のはじまりである。

去る四月より七月に至るまで、京師の死者過半。五位以上六十七人（『日本紀略』正暦五年七月）

今年は正月よ自り十二月に至るまで、天下の疫癘最も盛りなり。鎮西自り起こりて、七道に遍満す（同・十二月）

都人の「過半」が亡くなったというのは、数値にどれほどの信憑性があるのかは量りがたいが、苛烈を極める惨状はまちがいないであろう。感染は九州から全国に広がったのであるから、大陸からもたらされたのであろう。

はかなく年も暮れて、正暦五年といふ。いかなるにか今年世の中騒がしう、春よりわづらふ人々多く、道大路にゆゆしき物ども多かり。……よろづよりも世の中いと騒がしければ、関白殿も女院も、よろづに恐ろしきことを思したり。今年に来年まさるべしと聞こゆれば、いと恐ろしく思さる。（『栄花物語』見はてぬ夢）

この「世の中騒がし」は、疫病による世の混乱を表しており、語等にはしばしば見られる。また、「ゆゆしき物ども」は病死した人々の亡骸であり、都大路は酸鼻を極めた。関白藤原道隆、女院藤原詮子兄弟ら貴顕であっても例外なく罹患の可能性があり、世上の不安は募るばかりであった。

かくて長徳元年正月より、世の中いと騒がしうなりたちぬれ

ば、残るべうも思ひたらぬ、いとあはれなり。女院には、關白殿の御心地をぞ恐ろしう思すかたはさるものにて、世の中心のどかにしも思し掙てずやと、さまざま思し乱れさせたまふ。今年はまだ下人などは、いとみじう、ただこの頃のほどに失せはてぬらんと見ゆ。四位、五位などの亡くなるをばさらにもいはず、今は上にながらぬべしなど言ふ(同)

この年も蔓延は引きつづき、「下人」らは死に絶えるかと思えるほどであり、中流階級から上流階層へと犠牲が波及する推測があったという。そしてそのとおり、

四五月の間、疫疾殊に盛りなり。納言已上の薨せし者八人。関白道隆、道兼、左大臣重信、大納言濟時、朝光、道頼、中納言保光、伊陟等なり。又四位五位の侍臣并せて六十余人。七月に至りて漸くに散ず(『百鍊抄』長徳元年)

今年四月自り五月に至るまで、疫疾殊に盛りなり。七月に至りて頗や散ず。納言以上の薨せし者二人、四位七人、五位五十四人、六位以下僧侶等、勝げて計ふべからず。但し下人には及ばず(『日本紀略』長徳元年七月)

と、上流貴族からも多数の死者が出た。下層官人や僧侶らについては教えきれず、下人らは統計の対象にはならなかったとある。そして七月に到つてようやく終息に向つたという。次第に社会全体に免疫ができてきたのであろう。およそ三年にわたる犠牲を払った上でのことである。

この三年間、当時の人々は疫癘とどう戦つたのであろうか。朝廷・庶民ともどもさまざまな取り組みを行っている。その一端はかつて触れた。おもなものは、朝廷が行う神仏への攘災祈願であった。本稿ではつづいて、それに関連した資料の内容を読み解き、祈りの模様について検討してみたい。その一つは、正暦五年四月の東大寺大仏の前における大般若經の転読であり、もう一つは、長徳元年四月の諸国での観音像ならびに大般若經の供養である。ともに『類聚符宣抄』(第三・疾疫)に収載する官符である。本稿では前者の官符について検討する。まず試訓を示し、その中の問題を取り上げてみたい。

二

官符読解に先立って考えておきたいことがある。この疫癘はこれまで疱瘡(天然痘)と考えられており、前稿でもそれに従つてきた。ところが疫疾は疱瘡だけとは言いがたいとの本庄総子氏の指摘があり、再検討の必要が生じた。まずこの点について改めて考えておきたい。

従前の見解は、次の史料にもとづく。

夜に入りて、中納言藤原顕光卿参入し、左の仗座に着く。蔵人召し仰せて云はく、今年疱瘡の事有りと雖ども。天延二年の例に准ひて、相撲の召し合はせ並びに音楽有るべき由等、

左右近衛府を召し仰す。……（『本朝世紀』正暦四年七月十七日）

今日、詔す。大辟以下を赦除す。常赦の免ぜざる所は赦さず。又調庸を免じ、半徭を復す。三合を慎み咆瘡の患ひを救はんが為なり（『日本紀略』同年八月十一日）

さらにはそれらを一括した形で、『百鍊抄』（正暦四年）に「今年、疱瘡流行したり」と記録している。つづいて『本朝世紀』の正暦五年の記事には、

今年春より遠近に、疫癘の聞こえ有り。……月来天変物怪、頻りに以つて相示す（四月二十七日、諸社への奉幣使発遣に際しての宣命）

去る三月以後、疫癘に依る病死の輩、幾千なるかを知らず（五月七日）
月来の間、疫癘尤も盛りなり。種々の祈禱有りと雖ども、専らに止むこと無し（五月二十日）

今年春の始めより遠近に疫癘の聞こえ有り。……去る三月以来、外国京洛の間に、病死の輩、道路に繁しと聞こし食して（五月二十日、疫疾の祟りをなしたという神明への、奉幣使発遣に際しての宣命）

去る三月以後、京畿外国、疫癘滋く發りて、病死際無し（六月十日）

今年春より始まりて、遠近の国郡、京洛の都邑の間に、疫癘

繁く發りて、夭殤甚だ多し（六月十三日、丹生・貴布禰社への奉幣使発遣に際しての宣命）

と、劇烈な「疫癘」の記事がみられる。この一連の記事について、昨年につづいて疱瘡がはびこっていたと推測したのである。ところが『本朝世紀』の同年には、

此の日、大宰府従り言上の解文四枚、其の中の一枚。去年の中冬以後、今日に至るまで、疫癘已に發り、府中静かならず又以つて官国の人民、皆夭亡せむと欲す。而して其の災ひ多い倍し、病患未だ止まず。遠近の路辺、死人満ち塞ぎたり（五月十日。「官国」は大宰府が所管する国々の意か。あるいは「管国」の誤まりとみるべきか）

とあって、四年の十一月に大宰府で「疫癘」が起り、その管内から全国に広がったという。またすでに引いたように、『日本紀略』も、「疫癘」が「鎮西」から起り、「七道」に広がったと記している（正暦五年十二月）。本庄氏は、この大宰府で始まった疫癘が、「外国京洛」に及んだと考えられたのである。前稿では、大宰府からの「解文」に、疫癘がどのような病であるかを明記していないこともあって、五年の疫癘との関連を検討しなかつた。五年の疫癘は、大宰府から広がっていったとみなければならぬ。流行の始まりを「三月」と明記しているところからすると、「外国京洛」への伝播は五か月ほどかかったことになり、翌長徳元年にわたる未曾有の流行をみたのである。

それではこの「疫癘」が何であったかが問題になる。本庄氏は、史料には「疫疾」「疫癘」とあって「疱瘡」とは記しておらず、正暦四年とは異なる点に注目された。これも述べられたとおりだと思う。この疫癘は「何らかの新種の疫病」ではないかと言われた。つまり、残念ながら疱瘡ではないであろうこと以外は分明ではない。

ここで気になるのは、正暦四年に流行していた「疱瘡」は、五年には終息していたのかという点である。社会に免疫ができていたのではあるが、はつきりと終息するものであろうか。現在においても、新型コロナウイルスが五類感染症に位置づけられても、感染症が完全に消えてなくなったのではなく、社会に存在している。感染の広がる可能性が消えたのではない。ましてや平安中期に完全な終息があろうとは思えない。正暦五年・長徳元年の疫病は、疱瘡の伏在を抱えつつ、「新種の疫病」が蔓延したとみるのが自然なように思う。いかがであらうか。

三

まず正暦五年の官符の本文を引き、書き下し文（試訓）を示す。

左弁官下綱所

応令七大寺僧、於東大寺大佛前、転読大般若経事

東大寺三百口 興福寺三百口

元興寺八十口 大安寺六十口

薬師寺八十口 西大寺卅口

法隆寺卅口

右権大納言藤原朝臣道長宣。奉勅、如聞頃月疫癘滋発、人民憂惱。雖致祈禱於種々、都鄙之間、死殤弥甚。自非般若之威力、何救黎氓之危命。仍重於彼寺、始從今月□日、五箇日間、每寺执智行兼備之僧、転読件経王、消攘彼疫癘。專致精诚、必顯冥感者、僧綱承知、依宣行之。其供料用本寺物者。事抛救済、不得緩怠。

正暦五年四月廿日

少史阿蘇

并可尋注之

左弁官下す 綱所

応に七大寺の僧をして、東大寺の大佛の前にして、大般若経を転読せしむべき事

東大寺三百口 興福寺三百口

元興寺八十口 大安寺六十口

薬師寺八十口 西大寺卅口

法隆寺卅口

右権大納言藤原朝臣道長宣す。勅を奉るに、「聞くが如く頃月疫癘滋く発り、人民憂惱す。祈禱を種々に致すと雖ども、都鄙の間、死殤弥いよ甚し。般若の威力に非ざる自りは、何ぞ黎氓の

危命を救はむ。仍りて重ねて彼の寺にして、今月□日従り始めて、五箇日の間、寺毎に智行兼備の僧を拵びて、件の経王を転読し、彼の疫癘を消攘せよ。専らに精誠を致さば、必ず冥感を顕はさむ」てれば、「僧綱承知し、宣に依りて之を行へ。其の供料は本寺の物を用るよ」てへり。事は救済に拠る、緩怠することを得ざれ。

正暦五年四月廿日

少史阿蘇

弁は尋ね注すべし

これは、左の弁官から僧綱所への命令である。南都七大寺の僧らに、東大寺の大仏（毘盧遮那仏）の前で「大般若経」を転読せよという。東大寺以下の七大寺には、それぞれ僧侶の人数が割り当てられている。五日間にわたって延べ九〇〇人が転読する大規模な法会である。

まず右のような事書と僧侶の人数を挙げ、次に藤原道長の「宣」がつづく。天皇（一条天皇）からうけたまわった「勅」を伝え、命令を下す。道長はこの時二十九歳。権大納言に任じられたのは正暦二年九月七日（「公卿補任」）。この官符は、若き日の事績を知る上での貴重な資料の一つである。「祈禱」は、神仏への祈りであり、朝廷の行う疫病対策の柱であった。「日本紀略」によれば、朝廷の施策には、

大赦（正暦四年八月二十一日、五年四月十日、同四月二十五日）

大赦（五年三月二十六日、五月二十六日）

諸社へ奉幣（同・四月二十七日、八月二十一日）

御読経（同・四月二十八日、七月二十一日）

山陵使発遣（同・五月三日、十月十六日）

石塔建立（同・五月二十六日）

仁王会（同・六月二十二日）

御霊会・仁王講（同・六月二十七日）

大般若経転読（同・八月十日）

などがあつた。東大寺大仏の前での「大般若経」転読も、その一環と位置づけられる。ただ、「日本紀略」「本朝世紀」「扶桑略記」「百鍊抄」などの史書には、この經典転読についての記事はない。おそらく記録には残らない同様の施策が数多くあつたのであろう。このような状況にあつて、正暦五年の官符は、これについて引く長徳の官符とともに、朝廷の対策の一端を伝える記録と位置づけることができる。

官符を読んで、疫病の蔓延状況や朝廷の対応について述べておきたい。「正暦五年四月」ころ「疫癘」が頻発し、人々が苦しんでいた。朝廷は「祈禱」を「種々」に行つたという。「祈禱」を実効ある方策と見なしたのである。しかしその甲斐なく、「都鄙」における「死瘍」（「瘍」は若死に）の数が募つた。そこでまたもや祈りに頼るに至つたのである。「般若の威力に非ざる自りは、何ぞ黎氓の危命を救はむ」は、「大般若経」の「威

力」でなければ、どうして庶民の命を救えようかの意。「自非……、何……」は強調表現。

自_下非_下就_下籬_下下_下而引_下絃歌_下、繞_下叢_下辺_下而尋_下筆硯_上、何以繫_下流年_上於_下飛電_上、貪_下晚節_上於_下早霜_上」（『菅家文草』卷七、「惜_下殘_下菊_下。各分_下二字_上。応_下製_下序_上」）

（籬下に就きて絃歌を引き、叢辺を繞りて筆硯を尋ぬるに非ざる自りは、何を以ちてか流年を飛電に繫ぎ、晩節を早霜に貪らむ）

は、その一例。「大般若経」は、鎮護国家の經典として尊重されていた。『続日本紀』の天平七（七三五）年五月二十四日条には、「宮中及び大安・葉師・元興・興福の四寺にして、大般若経を転読す。災害を消除し、国家を安寧ならしめむが為なり」とみえる。これは、「是の歳、年頗る稔らず。夏自り冬に至るまで、天下_枕豌豆_疔瘡（俗に裳瘡と曰ふ）を思ふ。天死の者多し」（同年）とある、この頃猛威を振るった疱瘡を鎮めるために行ったのである。また、天徳四（九六〇）年四月三日付の官符「応_下令_下三七_下大東西延曆寺_上轉_下読_下大般若_上經_下事_上」（『類聚符宣抄』卷三）にも、「病患頻りに発り、死傷聞えず。救済の計、尤も仏法に頼らむ」とあり、病患が頻発して死者のあったことから「大般若経」の転読を命じている。同年六月十四日にも、「天下の疾疫を除くために「南殿・清涼殿」において、「大般若経」の転読が行われた（『日本紀略』）。右の例によって明らかのように、「大般若

経」の「威力」は絶大と信じられていたのである。「黎氓」は、庶民、世の人々、民草。黎元・黎民・黎庶などと同類の意を持つ語。

況乎聖德巍巍蕩々、黎氓所不能_レ命_レ命_レ哉（『文選』卷五十一、漢の王褒「四子講徳論」。本文は五臣注本による。李善注本は「黎氓」を「民氓」に作る）

（況むや聖徳巍巍蕩蕩として、黎氓の命ずること能はざる所なるをや）

行く者 多くは商賈、居る者 悉く黎氓（『白氏文集』卷一・0103「答_下桐花_上」）

などはその例。「危命」は、死の危機に瀕する命、明日をも知れぬ命。翌長徳元年四月に出た官符「応_下每_下国_下四_下写_下供_下養_下陸_下觀_下音像_下大般若_上經_下一部_上事_上」（『類聚符宣抄』卷三）にも、「適_下た_下ま_下危_下命_上を存する者は、頻りに薬石に携はりて農桑を忘る」、また寛仁元（一〇一七）年の官符「応_下令_下十五大寺延曆寺_上轉_下読_下仁王般若_上經_下攘_下除_下災_下癘_上事_上」（同右）に、「仁王の威神に頼りて、以つて万民の危命を助け、……長生の秘方を伝へむと欲す」とみえる。「大般若経」でなければ衆庶の生命は救えないと、その「威力」を力説している。ほかに有効な手段はなく、これが最上の方途であるというのである。「勅」の言説であり、朝廷の見解でもあるう。

ただ、「般若の威力」に絶大な信を置くとはいえ、その頃の朝

延・天皇には次のような気分が流れていたのではないか。

去る三月以後、疫癘に依る病死の輩、幾千なるかを知らず。

種々の祈禱有りと雖ども、其の応無きに似たり。路頭の死人、

伏骸連々たり（『本朝世紀』正暦五年五月七日）

この日は四月二十八日から始まった臨時御読経の結願であり、このことを踏まえた記事である。三月以後疫病による死者は数知れず、「種々の祈禱」に応験はなかったと認めている。当時の朝廷の偽らざる発言とみてよいのではないか。公卿らは事実を語ったのである。努力のむなしさを嘆いていると受け取ってよいだろう。かといって有効な手立てがあるのではない。そうであるから、この記事の直前にあるとおり、「左近の陣座」に集まった右大臣源重信ら公卿は、努力のむなしさを知りつつも、「又今月十五日、八省大極殿にして百の高座を立て、仁王経を説講せらるる事を定め」ることしかできなかつたというのであろう。また、翌月の丹生・貴布禰社への奉幣に際して、一条天皇の宣命は、

屢^{しばしば}しは神靈の助けを仰ぐと雖ども、冥^{よこしま}応^{おこた}殆^{ほと}ほと空^あしきが如し。

病天の輩、今に未だ休まず（同六月十三日）

と述べており、「神靈」に縋^{すが}つてみても冥助を得られない現状に、無力感を洩らしていると言えようか。そうであっても、「人民已に尽き、田園登^{のぼ}らざる」現状を目の前にして、「神威も皇政も、何に依りてか厳^いくべき」はたして神にも政にも敬意を払えようかと、神の威光・天皇の政の無力を思い知ったかのようである。こ

のような苦衷を抱きつつも、祈りをするしかない状況に追い込まれていたと言えよう。右の記事と宣命は、この官符より後の記録であるが、その意識は同じだったのでないか。わずか一二月を隔てた時期の思いである。すでに挫折感・無力感があつたのだろう。

つづいて「仍重於^二彼寺^一、…：…転^二読件^一経王^一、消^二攘^一彼疫癘^一」とあり、この「転読」は以前も行っていた。ただ、この法会実施を記録した資料は確認できず、その時期や規模等は不明である。

「今月□日」に欠損があるので、転読がいつから始まったのかは、官符の日付「四月廿日」以降であること以上は分からない。「大般若経」を読むのは、各寺院が選ぶ智慧を持ち修行を積んだ僧であれとのこと。「智行」を備えた九百人の僧が転読することによって、疫癘を払い除けようとしたのである。

つづく「専らに精誠を致せば、必ず冥感を顕はさむ」の「精誠を致す」は、心の底から誠意をもって行うの意。

正直を好みて回^{よこしま}ならずは、精誠^{おこた}明神に通ぜむ（『文選』卷九、後漢の曹昭「東征賦」）

精誠^{おこた}懈ること無く、夙夜公に在り（『朝野群載』卷十二、「位記例状」の「武官」）

は、「精誠」の例^①。ことは天皇の命令によるのであり、心を込め誠意をもって取り組むようにと指示している。当然ではあるが、「類聚符宣抄」（卷三・疾疫事）の他の官符にも、

今月廿四日の辰の二点従り始めて、三箇日の間、専らに精誠を竭くして、件の経を転読せよ（天徳二年五月十七日）

今月廿六日の午の二点自り始めて、三箇日の間、専らに精誠。に励め（治安元年四月二十日）

と見える。「冥感」は、神仏が人の祈りに感応して助け利益を与えること。その例は次のとおり。

高の徒衆三百、往きて山舎に居り。神情自若にして、禪慧弥いよ新たなり。忠誠に冥感して、多く靈異有り（『高僧伝』

卷十一・玄高伝）

丹折験有り、冥感。疆無し（『御産部類記』卷三所引、「九条殿記」天曆四年六月二十八日条）

などがその例。

「必顯冥感」までが「勅」の内容。つづいて「僧綱」が「勅」の趣旨を「承知」して、転読を行えと指示している。そして「其供料」つまり経費は、「本寺」（七大寺）の「物」を充てよと言う。朝廷が負担するのではなく、各寺院の経費から支出せよとの命令である。国庫は種々の祈禱などによって、財源はすでに逼迫していたのであろうか。同様の例は、『類聚符宣抄』（卷三・疾疫）に、「但し其の供料は、本寺の物を用ゐよ」（寛仁元年五月二十五日）とみえる。もちろん、

其の料物は、石清水・賀茂上下……祇園天神堂の料は、山城国に請へ。……比叡社の料は、近江国に請へ（天徳二年五月

十七日）

其の供養料は、七大寺は大和国の正税を用ゐよ。延暦寺は近江国の正税を用ゐよ。東西寺は、大炊寮の米を充てよ（同四年四月三日）

其の料は正税を用ゐよ。若し正税無くは、不動穀を用ゐよ。且つ開用を申して、且つ以つて充て行へ。不動正税共に以つて用尽きたれば、所在の官物を用ゐよ。將た以つて裁許せよ（長徳元年四月二十七日）

但し其の供養料は、石清水住吉等は撰津国、賀茂上下稻荷比叡等の社は近江国、……早く運送すべき状、件等の国々に下知せよ（治安元年四月二十日）

但し其の供養料は、石清水住吉大原野等は撰津国、賀茂上下稻荷比叡は近江国、……早く運送すべき状、件の国々に下知せよ（長元三（一〇三〇）年三月二十三日）

其の施供料は正税を用ゐよ。若し正税無くは、所在の官物を用ゐよ（同年五月二十三日）

と、正税からの支出も、寺社の代わりに諸国が負担する場合もあった。

最後に「事抛_レ救済、不_レ得_レ懈怠」つまり民衆救済のために行うのであるから、怠つてはならないと言ひ渡している。これも他の疾疫についての官符に、

事は攘災に在り、疎略することを得ざれ（天徳二年五月十七

日)

事は攘災に縁る、懈怠すべからず(同四年四月三日)

事は攘災に縁る、緩怠することを得ざれ(寛仁元年五月二十五日)

二十五日)

事は是れ攘災なり、疎簡することを得ざれ(治安元年四月二十日・長元三年三月二十三日)

と命じている。読経の効験に「縷の望みがあるのはもとより、誠に実施する以外に打開の方法がない状況にあることをよく表している。

官符末尾の「弁可尋注」之は、官符を下す責任者である弁官について、その位署の記載がないので、調べて書き記すべきであるという。『類聚符宣抄』の撰者が書き記したか、もとの資料にすでにこのように書いてあったかのどちらかであろう。

四

正暦五年、疫病が蔓延して多数の死者がでて、洛中の街路や水路に死骸が放棄されるなど、都は惨憺たるありさまであった。そんな折ではあるが、この年の八月、摂政藤原道隆の男権大納言伊周は内大臣への昇任を果たしている。そして叙任の当日、道隆の二条第において大臣就任の大饗を催している。次期政権の後継者を内外に示そうとする、道隆の意図がよく表れている。疫病が都

全体を苛む折、人々はこの饗宴をどう受け止めたのであろうか。

この官符と直接の関わりはないが、疫病の渦中にある人々の思いという観点から付言しておきたい。

この大饗の模様を、藤原行成の『権記』が詳しく書きとめている。その中で、「穩座」(くつろいだ宴席)に移って「家公」道隆の「召し」によって、源宣方らが管絃を奏する。行成は奏樂の模様を次のように描いている。

于時秋風索々、夜漏漸闌。竹云桐云、唱之調之。聽其音、錚々然有千秋之声。

時に秋風索々として、夜漏漸くに闌けたり。竹と云ひ桐と云ひ、之を唱ひ之を調ぶ。其の音を聴くに、錚々然として千秋の声有り。

詩情豊かな表現がつづく。さすがは詩人・文人でもあった行成である。この箇所は、白居易「琵琶行」の冒頭「潯陽江頭夜送客、楓葉荻花秋索索」(潯陽の江頭、夜客を送り、楓葉荻花秋索索たり)と、その序「聞舟船中夜彈琵琶者。聽其音、錚々然有京都声」(舟船の中に夜琵琶を弾く者を聞く。其の音を聴くに、錚々然として京都の声有り)を踏まえた表現である。「秋風索索」は、二条第を吹く寂しげな秋の風であり、糸竹・唱歌の「声」は、「錚々然」乾いた金属音ように聞こえた。そして「錚々然」たる音は、「千秋之声」中関白家の永遠の繁栄をことほぐ声と捉えている。

「琵琶行」は、江州へ左遷された白居易が秋のある夜、船着場で、ある女の弾く琵琶に聴き入り心動かされる。聞けばかつては都の名妓であり、華麗な時代があったものの、やがて落魄し商人に引かれてこの地に来たという。おのれの境遇と似ていることに思いを致した白居易は、その身の上や心情を描き出したかのような、深い愁えを湛える音色に涙を流したのであった。この詩の表現を取り込んだ行成の記事は、季節には合っていると見えよう。ただ、伊周や中関白家の栄華を、どれほど称賛したことになっていたのであるか。明るさや華やかさに欠ける、しんみりとした風情と言わねばならないようである。また「秋風素素」は、秋の悲哀や寂寥感を込めた語句でもあり、この点も踏まえると、いつでもこの場には似つかわしくない表現のようにみえて来る。行成はどのような思いから、こういった表現をしたのであろうか。

この日の大臣大饗は、『権記』によれば、伊周の岳父であり前の大納言であった源重光が、伊周の異母兄道頼から杯を勧められ引出物を受けているようである。重光はこの大饗の中心であったらしく、他の主だった公卿らは出席していない。大饗はかなり寂しいものであった。大饗の前に行われた任大臣の儀に参加した公卿は少なかった。翌長徳元年正月二十八日の大臣大饗においても、左大臣源重信と右大臣藤原道兼を招いたもの来ず、大納言らのうち参加したのは、異母兄道頼だけであった。^⑤この大饗は貴族社会から重んじられていない。池田尚隆氏によれば、この厳し

い対応からは、中関白家から貴族たちが離れてゆくさまが見取れるという。^⑥当時の政治情勢などを踏まえた理解であり、まことにそのとおりである。これに加えることが許されるなら、疫病への恐れが、一部有力貴族たちに出席をさせなかったとも言えるのではない。外出によって感染する恐れがあるのなら、自邸にとどまるのはやむを得ないだろう。仗座に公卿が来なかったために、「政」がなくなったことは先に述べた。これも危険を回避しようとする思いからである。一連の伊周内大臣大饗への不参加も、同じ不安に拠る側面もあるのではないか。

それでは藤原行成は、任大臣大饗の模様をどのような思いで書きとめたのであろうか。大饗にはふさわしくない表現からは、めどたさや喜びが伝わってこない。疫病が蔓延して都の路上は死屍累々として、死臭が鼻をつくありさまである。洛中の人々は感染を恐れて、屋内に身を潜めていた。このように世の中が衰退・疲弊している最中、饗宴を開くことへの批判・皮肉・疑問を記事に込めたのではあるまいか。大臣大饗開催が通例であると分かっているにもかかわらずはおられなかったのであらうか。個人の日記に書きとめているのであるから、直ちに他人の目には触れない。ひそかに自分なりの見解を、遠回しに書き記したとみておきたい。

注

(1) 物語における、疫病についての「世の中騒がし」の例は、

あやしく騒がしかりぬべき年とて、春のはじめより人懐みて、御嶽、熊野詣、やむごとなき上達部下り立ちて、山踏みしたまへる年にこそあれ（『うつほ物語』あて宮）

その頃世の中いと騒がしうて、道大路にゆゆしきもの多く、やむごとなき人もあまた亡うなりなどしたまへば、あはれにはかなきことを誰もおぼさる（『狭衣物語』巻四）

などがあり、日記にも、

その春世の中いみじう騒がしうて、松里の渡りの月かけあはれに見し乳母も、三月ついたちに亡くなりぬ（『更級日記』治安元（一〇二一）年の疫病）

とみえる。

(2) 拙稿「正暦・長徳の疫癘」（『神戸女子大学文学部紀要』第五十五巻・二〇二二年三月）参照。

(3) 本庄総子「平安時代の大疫病」（『疫病の古代史 天災、人災、そして』二〇二三年八月・吉川弘文館）が、疫癘の身を考え直すきっかけとなった。学恩に感謝申し上げる。

(4) 『日本紀略』は「仁王会」と記すのみであるが、『本朝世紀』六月十四日条には、「左仗の座」において「臨時仁王会の事を定め」たとあり、さらに「件の仁王会は、是れ疫癘猶盛りなればなり。病死止まず。之に因りて件の災ひを消除せ

むが為に、修せらるる所なり」と記している。これを六月二十二日に催したのである。

(5) 『本朝世紀』の同日条には、「天陰りて雨降る。権大納言藤原道長卿、左仗の座に参著す。而るに諸卿遅参す。政無し。午後権中納言同道頼卿同座に着く。未の二尅に退出す」とあり、道長が参ったものの「政」がなかった。この頃公卿らは、感染に脅え参上しないことがたびたびであった。道長が参上したのは、この官符を下すことと関わりがあったのであろうか。

(6) 白居易「長恨歌」（『白氏文集』巻十二・Song）の「臨邛の道士 鴻都の客、能く精誠を以つて 魂魄を致す」においては、道士が純粹な真心をもつても解せられるが、精神を集中して、研ぎすましてとする方がふざわしいように思われる。川合康三訳注『白楽天詩選（上）』（二〇一一年七月・岩波文庫）は、「ここでは道家特有の精神集中法をいう」と注している。著名な詩にみえる語ではあるが、この例はこの官符の文脈には合わない。

(7) 『日本紀略』（正暦五年五年八月二十八日）は、「宣命。右大臣源重信を以つて左大臣と為し、内大臣藤原道兼を以つて右大臣と為し、権大納言同伊周を以つて内大臣と為す。公卿相率て、内大臣第小二条に向かふ。饗祿の事有り」と記す。任大臣の儀があつてその後、伊周の「小二条」第に向かった

とあるが、『権記』の同日条に、「関白の二条第に饗饌有り」とあるので、『日本紀略』は誤っている。

(8) このことはすでに、拙稿「琵琶行」受容の一斑——『権記』正暦五年八月の記事から——（「神女大國文」第二十五号・二〇一四年三月）において述べた。

(9) 権大納言の上席であった藤原道長は、甥の伊周に先を越されてしまった。大饗に参加しないのは尤もであろう。

(10) 池田尚隆「古記録からみる中関白家と『枕草子』」（「むらさき」第六十輯・二〇二三年十二月）参照。